

株主総会資料のみなし提供制度の拡大措置について

みなし提供制度の概要

- 定時株主総会を招集するときは、その招集通知に計算書類等の株主総会資料を添付して株主に提供しなければならない。
 - ➡ 株主総会資料の一部(株主総会参考書類及び事業報告に記載すべき項目の一部や連結計算書類)について、招集通知の発出時から株主総会后3か月が経過するまでの間ウェブサイトに掲載することによって、株主に提供したものとみなす(会社法施行規則第94条第1項等、定款の定めが必要)。
- 重要な事項、典型的に株主の関心が高いと思われる事項等は、対象外

時限措置の内容

- 本年6月の定時株主総会シーズン前に、新型コロナウイルスの影響により、決算・監査業務の遅延が発生
 - ➡ 郵送するための印刷・封入作業に要する時間を短縮し、決算・監査業務の負担を軽減するため、会社法施行規則・会社計算規則を改正し、従前はウェブ開示によるみなし提供制度の対象とされていなかった単体の貸借対照表や損益計算書等を同制度の対象とした。
 - ➡ 緊急措置であることから、**6か月の時限措置**とした(改正省令の附則において、施行の日(令和2年5月15日)から6か月を経過した日(令和2年11月15日)に失効する旨を定めた。)